日本語

名古屋生活ガイド



このガイドは、はじめて名古屋市に住む外国人の皆さんが、日常生活の中で安心して暮せるように、日常生活に役立つ情報をまとめたものです。
お手元に保管し、困った時に活用してください。
名古屋生活ガイドは、ウェブから見ることができます。

多言語での相談・情報提供

日本の生活で困ったことや知りたいことがあったら、気軽に相談してください。

TEL 052-581-0100

名古屋国際センター(NIC)

https://www.nic-nagoya.or.jp

参照 P.3

休:月曜日

	火	水	木	金	土	日
英 英語 English	9:00 - 19:00					
ポ ポルトガル語 Português	10:00 - 12:00 13:00 - 17:00					
ス スペイン語 Español						
中 中国語 中文	13:00 - 17:00				10:00 - 12:00 13:00 - 17:00	
ハ ハングル 한국/조선어			13:00 - 17:00		13:00 - 17:00	
フィ フィリピン語 Filipino						
ベ ベトナム語 Tiếng Việt		13:00 - 17:00				
ネ ネパール語 नेपाली भाषा						
イ インドネシア語 Bahasa Indonesia		13:00 - 17:00 (※)				13:00 - 17:00 (※)
タ タイ語 ภาษาไทย						

※インドネシア語は第1・3の水曜日と日曜日、タイ語は第2・4の水曜日と日曜日

名古屋市にある日本語教室

地域の人と楽しく学ぶ日本語教室を探すことができます。



なごにほ　検索

緊急の連絡先

TEL 110 (無料)

事件、交通事故など





TEL 119 (無料)

火事、救急(急病・大けが)など





外国語が通じる病院

TEL 050-5810-5884

愛知県救急医療情報センター

English Português Español 中文 한국/조선어

音声・FAXによる自動応答案内

あいち救急医療ガイド　検索

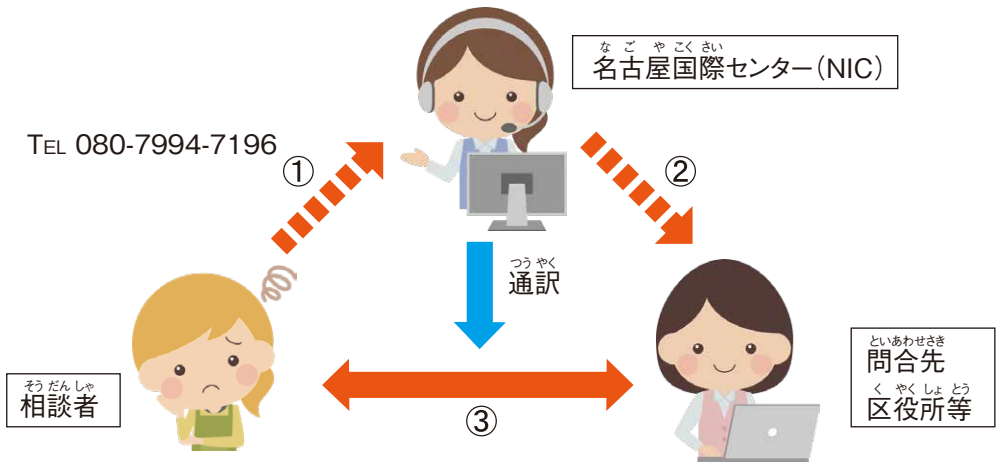
参照 P.6、23



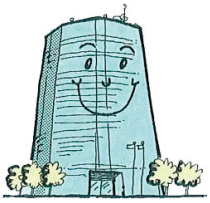
目次

3ページ 名古屋国際センター
4ページ 住まい
6ページ 病院・保険・年金
7ページ 仕事
8ページ 資源・ごみの分け方・出し方
10ページ 各種手続き
13ページ 子ども・教育
15ページ 高齢者・障害者
16ページ 交通
18ページ 地震・風水害
21ページ 区役所等の連絡先

□対応言語の案内がない問合先は、日本語のみで対応します。
□区役所や保健センターなどの行政機関や、学校・保育園と話をするときに通訳が必要な場合は名古屋国際センターのトリオホン（三者通話）を利用できます。

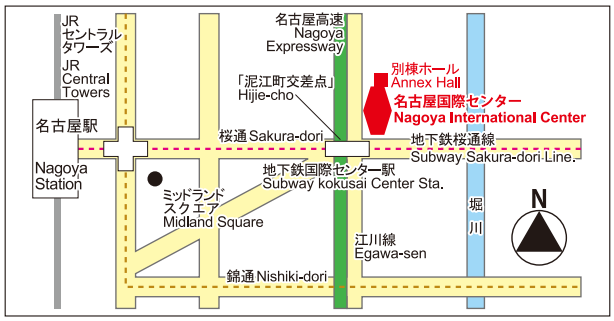


□問合先が休みの日は 休 で表示しています。
□パンフレットは、名古屋国際センターのウェブサイトに掲載しています。



名古屋国際センター（NIC）

外国人のみなさんへの情報提供の窓口や交流の場です。日本人との交流事業や日本語教室も行っています。お困りのときにはお気軽にご利用ください。（表紙参照）



開館時間 9:00-19:00

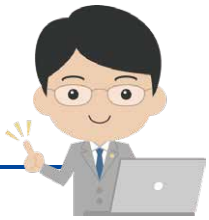
052-581-0100

https://www.nic-nagoya.or.jp

NIC NAGOYA　検索

休：月曜日、12/29～1/3、2月・8月の第2日曜日

〒450-0001　中村区那古野一丁目47番1号 地下鉄桜通線「国際センター」駅



分野別相談

相談は無料です。行政相談以外は予約が必要です。

TEL 052-581-0100　LINE @513gyfyb

	対応言語	対応日・時間
行政相談	英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ イ タ	火～日曜日 10:00～12:00、13:00～17:00 言語によって対応日時は異なります
行政書士による相談	英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ イ タ	水・日曜日 13:00～17:00 言語によって対応日時は異なります
法律相談 ※ウェブサイトから予約をしてください。	英 ポ ス 中	土曜日 10:00～12:30
こころの相談	英 ポ ス 中	予約時に決定
教育相談	英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ イ タ	水・金・日曜日 10:00～17:00 言語によって対応日時は異なります
名古屋出入国在留管理局による相談	英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ	毎月第4土曜日 13:00～17:00

このほか「外国人の保護者と子どものための進路ガイダンス」などを開催しています。

くわしくは、NICウェブサイトをご確認ください。

英：英語、ポ：ポルトガル語、ス：スペイン語、中：中国語、ハ：ハングル、フィ：フィリピノ語、ベ：ベトナム語、ネ：ネパール語、イ：インドネシア語、タ：タイ語

住まい



民間住宅



情報	・不動産業者を通して探すのが一般的です。 ・勤務先や大学でも紹介をしてくれることがあります。 ・「住まいの窓口」において「民間賃貸住宅入居相談」（相談予約:TEL052-961-4555）を実施しています。
保証人	・住宅を借りる時には「連帯保証人」や「緊急連絡先」の確保が求められる場合があります。
費用	・敷金・礼金・仲介手数料・住宅保険料といった費用が必要なことがあります。 ・毎月の家賃以外に、共益費（共有部分の光熱費、清掃費等）が必要です。

公的住宅



問合先	内容
「住まいの窓口」 ◆市営住宅・市公社住宅 TEL052-228-1808 ◆県営住宅・県公社住宅 TEL052-950-5231 場所: アオシス21 バスターミナル内	営業時間　10:00～19:00 休 木曜日、第2・第4水曜日、12/29～1/3 市営住宅や県営住宅があります。 いずれの住宅も所得や世帯構成などの入居要件があります。 市営住宅（一般募集）の入居申込書は区役所・支所でも配布します。（年4回:5月・8月・11月・2月）

水道

名古屋市　水道　検索



名古屋市上下水道局　お客さま受付センター TEL052-884-5959	受付時間（平日）8:00～19:00 （土日・祝日、12/29～1/3）8:00～17:15

電気・ガス　電気、ガスの使用開始を申込むときは、電力会社・ガス会社どちらでも申込みができます。



■中部電力ミライズ

中部電力ミライズ　検索　英

契約受付センター　TEL0120-921-691	受付時間（月曜日～金曜日）9:00～19:00 （土曜日・日曜日・祝日）9:00～17:00

英:英語、ポ:ポルトガル語、ス:スペイン語、中:中国語、ハ:ハングル、フィ:フィリピノ語、ベ:ベトナム語、ネ:ネパール語、イ:インドネシア語、タ:タイ語



東邦ガス

東邦ガス 引越し　検索

東邦ガスお客さまセンター お引越し専用ダイヤル TEL0120-015455	受付時間 24時間365日

※IP電話・海外から利用のお客さまは、052-807-1550へおかけください。

電話

NTT西日本　検索　英

NTT西日本 インフォメーション　英 ポ 中 ハ TEL0120-064337	受付時間9:00～17:00 休:土日、祝日、12/29～1/3

郵便

日本郵便　検索　英



郵便案内サービス　英 TEL0570-046-111	受付時間(全日)8:00～21:00 住所が変わったときに、郵便局に転居届を出すと、転居届提出日から1年間は前の住所宛ての郵便物も新しい住所に配達されます。

町内会・自治会

区役所	近所の人たちとの交流や災害のときの助け合いのために、町内会・自治会に加入しませんか。 加入するには、お住まいの地域の町内会・自治会長さんにご相談ください。会長さんが分からないときは区役所地域力推進課にご相談ください。

通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン(三者通話)へ(TEL 080-7994-7196)

病院・保険・年金



医療機関の案内（休日急病診療所等については、参照p.23）

問合先	内容
愛知県救急医療情報センター 英 ポ ス 中 ハ 自動応答案内 TEL050-5810-5884 日本語　TEL052-263-1133	24時間対応 あいち救急医療ガイド　検索　英 中 ハ ポ



外国語の通じる医師がいる病院の紹介

問合先	内容
名古屋国際センター 英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ イ タ TEL052-581-0100	受付時間　9:00～19:00 言語により対応日時が異なります。 休：月曜日、12/29～1/3、2月・8月の第2日曜日

医療通訳が利用できる病院の紹介

問合先	内容
あいち医療通訳システム運営事務局 TEL050-3816-7465	受付時間（平日）9:00~17:30 あいち医療通訳システム　検索 ※サービスによって対応言語は異なります。 英 ポ ス ベ 中 フィ ハ イ タ その他3言語



国民健康保険

問合先	内容
区役所または支所	（対象）日本に3か月を超えて滞在する人で、職場の医療保険に入っていない75歳未満の人。 ・保険料は所得などによって決められ、必ず納めなければなりません。 ・資格確認書等を病院に提出すると、医療費のうち一部を負担するだけで、医療を受けることができます。



国民年金

問合先	内容
区役所または支所	（対象）自営業者や学生などで20歳以上60歳未満の人。 ・保険料は収入にかかわらず、全ての人が同じ金額を納めなければなりません。

英：英語、ポ：ポルトガル語、ス：スペイン語、中：中国語、ハ：ハングル、フィ：フィリピノ語、ベ：ベトナム語、ネ：ネパール語、イ：インドネシア語、タ：タイ語

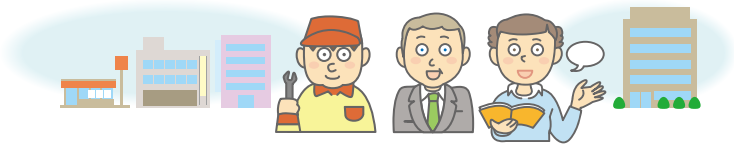
問合先	内容
	・学生や所得が少なく保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の支払いの免除や猶予を受けることができる制度があります。 ・詳しくは、パンフレットを参照。『国民年金制度の仕組み』英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ ※その他、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、モンゴル語
日本年金機構 または年金事務所 TEL0570-05-1165 （ねんきんダイヤル）	・保険料を6か月以上納めた場合、出国後2年以内に請求することにより、脱退一時金を受けることができます。 ・詳しくは、パンフレットを参照。『国民年金制度の仕組み』英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ ※その他、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、モンゴル語

介護保険

問合先	内容
区役所または支所 	（対象）日本に3か月を超えて滞在する人で、40歳以上の人。 ・保険料は所得などによって決められ、必ず納めなければなりません。（40歳から64歳の人は、医療保険料と一緒に納めていただきます。） ・65歳以上の人は、介護が必要となった場合に、介護サービスが利用できます。（40歳から64歳の人は、加齢に伴う16種類の病気により、介護や支援が必要となった場合に利用できます。） ・介護サービスを利用する前に、要介護認定等を受ける必要があります。 ・かかった費用の、10%、20%または30%の負担でサービスを受けることができます。



仕事



職業相談・紹介

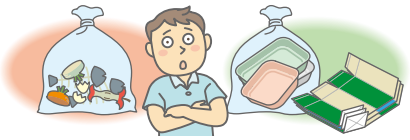
問合先	内容
外国人雇用サービスセンター 英 中 ポ ベ その他の言語 TEL052-855-3770	受付時間（平日）9:15～12:00、13:00～17:15 ※その他の言語はホームページで確認してください。 ※通訳が不在の日があります。事前にお電話でお問い合わせください。 名古屋 外国人雇用 検索 英 中 ポ ベ 等

労働者相談

問合先	内容
愛知労働局 外国人労働者相談コーナー 英 ポ TEL052-972-0253	受付時間 愛知労働局 検索 英 英：火曜日・木曜日　9:30～12:00、13:00～16:00 ポ：火曜日～金曜日　9:30～12:00、13:00～16:00
名古屋西労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー ベ TEL052-481-9533	受付時間 木曜日　9:30～12:00、13:00～16:00 

通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン（三者通話）へ（TEL 080-7994-7196）

資源・ごみの分け方・出し方

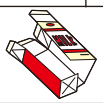


・資源・ごみは、種類ごとに分けて、決められた指定袋に入れて出してください。
・資源・ごみを出す時間は、当日の朝、8時（中区は7時）までです。
・祝日も出すことができます（年末年始は除く）
・指定袋は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで買えます。
・区役所・環境事業所に『なごやのごみ減量・資源化ガイド』
（英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ **ウルドゥー語**）があります。
※詳細は市公式ウェブサイト・分別アプリ（さんあ～る（3R））をご覧ください。➡

さんあ～る（3R）
for iPhone　for Android

出す場所	分別の種類	対象	回数	指定袋
原則 家の前	可燃ごみ	・台所の生ごみ　・革製品 ・草、小枝　・紙おむつ ・ゴム製品　・繊維製品 ・ティッシュペーパー ・プラスチック製品（金属との複合製品） ※30cm角を超えるものは、粗大ごみです。	週2回	
	発火性危険物	・スプレー缶類　※穴あけ不要 ・使い捨てライター ・固形燃料（缶入りのもの） ・加熱式たばこ、電子たばこ		★
	不燃ごみ	・ガラスくず、陶磁器くず ・かさ ・小型金属製品 ※30cm角を超えるものは、粗大ごみです。	月1回	
	粗大ごみ （有料）◆ 事前申込制 （収集日の 7日前までに）	・30cm角を超えるもの 電話申込み（粗大ごみ受付センター） ℡0120-758-530 携帯電話・愛知県外からは ℡052-950-2581		インターネット申込みは こちらから
	電池類	・乾電池 ・リチウム電池 ・ボタン電池 ・小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）	週1回	市の指定袋でない 無色透明の袋に入れる。
	プラスチック 資源	【プラスチック製容器包装】 ・ボトル（ペットボトル除く）　・カップ類 ・パック類　・ポリ袋　・ラップ類　・緩衝剤類など 【プラスチック製品※（プラスチックのみでできているものに限る）】 ・歯ブラシ　・バケツ　・ハンガー　・タッパー　・洗面器など ※30cm角を超えるものは、粗大ごみです。		★

英：英語、ポ：ポルトガル語、ス：スペイン語、中：中国語、ハ：ハングル、フィ：フィリピノ語、ベ：ベトナム語、ネ：ネパール語、イ：インドネシア語、タ：タイ語

分別の種類	対象	回数	指定袋
ペットボトル PET	飲料、酒、みりん類、しょう油、調味料、食酢などのペットボトル（スーパーマーケット、区役所などでも回収） ※フタ、ラベルは取ってください。 ※資源用指定袋に入れて地域の資源を出す場所に出してください。 	週1回	 ★
空きびん	飲料用、食品用、化粧品用の空きびん 資源を出す場所にある青色のかごに入れてください。 		
空き缶	飲料用、食品用の空き缶 **【中川区・港区以外の区】** 資源用指定袋に入れて地域の資源を出す場所に出してください。  **【中川区・港区】** 資源を出す場所にある黄色のかごに入れてください。		【中川区・港区以外の区】  ★ 【中川区・港区】 
紙製容器包装 ・ 雑がみ	**【紙製容器包装】**紙 ・紙箱類 ・紙袋類 ・包装紙類 ・カップ類 ・紙製のフタ類  ・酒やジュースのパック（内側にアルミ箔が貼られているもの）など **【雑がみ】**・チラシ、パンフレット ・コピー用紙 ・メモ用紙 ・値札 ・トイレットペーパーの芯 など  ※紙製容器包装と雑がみを一緒に入れて、地域の資源を出す場所に出してください。		 ★
紙パック 紙パック	飲料用で、内側が白いもの（牛乳パックなど） スーパーマーケット、区役所などの回収ボックスに入れてください。 		
蛍光管・ 水銀体温計・ 水銀温度計・ 水銀血圧計	**【蛍光管】**各区の環境事業所または家電販売店・ホームセンターなどの蛍光管回収協力店舗へお持ちください。 **【水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計】**各区の環境事業所へお持ちください。		
小型家電・ 充電式家電	**【小型家電】**縦15cm×横40cm×奥行25cm以下の小型の家電製品 総合スーパー、区役所、環境事業所等で回収しています。 **【充電式家電】**小型家電の大きさを超える充電式の家電製品 各区の環境事業所で回収しています。 問合先：環境局資源循環推進課　TEL052-972-2379		
食用油	使用済みの食用油を700ml以下のペットボトルに詰め替えてお持ちください。 スーパー等で回収しています。 問合先：環境局資源循環推進課　TEL052-972-2379		
新聞・雑誌・ 段ボール・ 衣類・布類	地域の集団資源回収や、リサイクルステーション、古紙リサイクルセンターをご利用ください。 問合先：環境局資源循環企画課　TEL052-972-2398  		

問合先：環境局作業課　TEL052-972-2394

★資源用指定袋のほか、「家庭でいらなくなった45ℓ以内の無色透明の袋」も使えます。ただし、可燃ごみ・不燃ごみの袋は使えません。

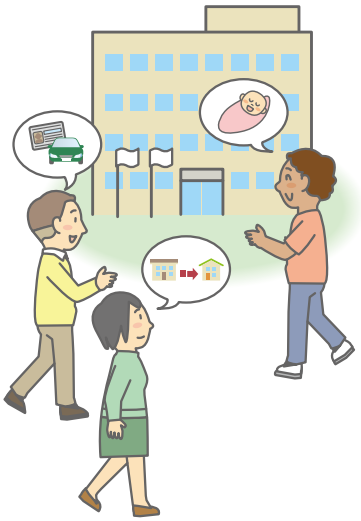
◆エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の、家電4品目は市では収集していません。
家電販売店に依頼するか、指定の持ち込み場所に自分でお持ち込みください。

通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン（三者通話）へ（TEL 080-7994-7196）

各種手続き







■ 日本に入国した時

☐	住民登録
☐	健康保険・年金・介護保険に関する届出
☐	子ども医療費の助成・児童手当
☐	子どもの入学・入園の手続き
☐	印鑑の作成
☐	銀行口座の開設
☐	ライフライン（水道・ガス・電気・電話）

■ 結婚

☐	婚姻届
☐	住民票の届出
☐	印鑑登録に関する申請
☐	健康保険・年金に関する届出
☐	運転免許証

■ 子どもが生まれたとき

☐	出生届（14日以内）・母子健康手帳の届出
☐	出生報告（保健センター）
☐	出産一時金
☐	健康保険
☐	子ども医療費の助成
☐	児童手当
☐	名古屋出入国在留管理局への申請（30日以内）

■ 離婚

☐	離婚届
☐	住民票の届出
☐	印鑑登録に関する申請
☐	健康保険・年金に関する届出
☐	運転免許証
☐	名古屋出入国在留管理局への届出 （14日以内） （婚姻により、「日本人の配偶者等」 「永住者の配偶者等」「家族滞在」の 在留資格をお持ちの方のみ）

■ 死亡

☐	死亡届（7日以内）
☐	健康保険・年金・介護保険に関する届出
☐	各種手当・各種手帳
☐	医療の給付等に関する手続き
☐	ライフライン（水道・ガス・電気・銀行・電話）
☐	在留カードの返納（出入国在留管理局・14日以内）
☐	名古屋出入国在留管理局への届出 （14日以内） （死亡した方との婚姻により在留資格が、 「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、 「家族滞在」で在留している方は必要です。）

英：英語、ポ：ポルトガル語、ス：スペイン語、中：中国語、ハ：ハングル、フィ：フィリピノ語、ベ：ベトナム語、ネ：ネパール語、イ：インドネシア語、タ：タイ語

手続き	問合先	内容
転出・転入 	区役所または支所	引っ越しする前に前住所地で転出届を提出し（名古屋市内で引っ越しする場合、転出届は不要です。）、引っ越しした後14日以内に新住所地で転入届を提出する必要があります。
婚姻届	区役所または支所	国籍により手続きの内容が異なる場合があります。また、「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「家族滞在」などの在留資格の人が離婚された場合は、14日以内に、出入国在留管理局へも届出が必要です。
離婚届	区役所または支所	
出生届	区役所または支所	p.13を参照
死亡届	区役所または支所	死亡を知った日から7日以内に届出をしなければなりません。また、14日以内に出入国在留管理局へ在留カードを返納しなければなりません。死亡した方との婚姻によって、在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」で在留している方は、配偶者が死亡したことについて、14日以内に出入国在留管理局に届出をしなければなりません。
印鑑登録 	区役所または支所	日本ではサインと同じような意味で、自分の姓や名を彫った印鑑による押印が用いられています。公に登録してある印鑑を「実印」といい、実印の押印とその登録証明書とを合わせることによって、その所有者の行為が法的に確認されます。
個人の市民税・県民税、森林環境税	栄市税事務所 （千種・東・北・中・守山・名東区に住んでいる人） TEL052-959-3303	・1月1日に日本国内に住所がある人は、その1月1日に住んでいる市町村に、その前年の1月～12月までの所得に対する住民税を納めていただく必要があります。また、住民税とあわせて国税である森林環境税も納めていただきます。 ・住民税は、国税である所得税とは別に課税される地方税で、市民税と県民税に分けられます。 ・住民税の額は、給与の額、扶養親族の数などにより異なります。 ・詳しくは、パンフレットを参照。 『日本における個人税制のてびき』英 『住民税の納税について』英 ポ ス 中 ハ ベ ネ
	本陣市税事務所 （西・中村・中川・港区に住んでいる人） TEL052-433-4021	
	金山市税事務所 （昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白区に住んでいる人） TEL052-324-9804	

通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン（三者通話）へ（TEL 080-7994-7196）

<table>
<tr><th>手続き</th><th>問合先</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">租税条約に関する
届出</td><td colspan="3">日本と租税条約を締結している国の居住者は、所得等に対する租税の免除が認められている場合があります。</td></tr>
<tr><td>名古屋中税務署
（中区に住んでいる人）
TEL052-962-3131</td><td>名古屋東税務署
（東区に住んでいる人）
TEL052-931-2511</td><td>千種税務署
（千種区・名東区に住んでいる人）
TEL052-721-4181</td></tr>
<tr><td>名古屋北税務署
（北区・守山区に住んでいる人）
TEL052-911-2471</td><td>名古屋西税務署
（西区に住んでいる人）
TEL052-521-8251</td><td>名古屋中村税務署
（中村区に住んでいる人）
TEL052-451-1441</td></tr>
<tr><td>昭和税務署
（昭和区・瑞穂区・天白区に住んでいる人）
TEL052-881-8171</td><td>熱田税務署
（熱田区・南区・緑区に住んでいる人）
TEL052-881-1541</td><td>中川税務署
（中川区・港区に住んでいる人）
TEL052-321-1511</td></tr>
<tr><td>国際運転免許証・
外国の運転免許証

※運転する際には、出入国等の確認が必要となりますので、パスポート（証印欄にスタンプ（証印）が押されているものに限る。）を持って運転してください。</td><td>運転免許課（愛知県警察）
TEL052-951-1611</td><td>■日本で運転するためには、以下のどちらかの免許があれば運転ができます。
1）ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証
2）外国の運転免許証（スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、台湾に限る。）
※一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、ジップラス株式会社、一般社団法人訪日運転者支援協会（ALADDIN）又は当該免許証を発給した国の領事機関等が作成した日本語の翻訳文の添付が必要
■日本において運転できる期間
日本に上陸した日から1年間と免許証の有効期間が重なる期間が運転できます。（ただし、住民基本台帳に記録されている者が出国の確認又は再入国の許可等を受けて日本から出国し、3か月未満のうちに帰国した場合においては、起算日は最初に日本に上陸した日になります。）</td></tr>
<tr><td>日本の運転免許の
取得</td><td>運転免許試験場
TEL052-800-1352</td><td>外国の運転免許証を有する人で、次の条件に該当する場合は、日本で運転することに支障がないか審査・確認を受けた上で、運転免許試験の一部（学科試験・技能試験）が免除されます。
・外国免許証を取得した後、その国に通算して3か月以上滞在していたことが証明できること（パスポート等滞在期間を証明する資料が必要）。
・外国免許証が有効期間内であること。</td></tr>
</table>

英：英語、ポ：ポルトガル語、ス：スペイン語、中：中国語、ハ：ハングル、フィ：フィリピノ語、ベ：ベトナム語、ネ：ネパール語、イ：インドネシア語、タ：タイ語

子ども・教育





妊娠したら

手続き	問合先	内容
妊娠届 	保健センター	母と子の健康状態を記録する母子健康手帳を交付します。別冊には、妊産婦健康診査や乳児健康診査の受診票等が入っています。

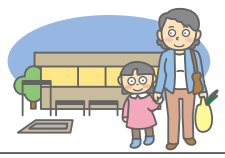
子どもが生まれたら

手続き	問合先	内容
出生届 	区役所または支所	子どもが生まれた日から、14日以内に届出をしなければなりません。母子健康手帳もお持ちください。生まれた子どもが日本に引き続き60日以上滞在する予定の場合は、名古屋出入国在留管理局へも30日以内に在留資格取得許可申請が必要です。子どもの父母の両方または、どちらかが外国籍である場合、子どもの出生を本国に報告する必要があります。手続きの方法は、国・地域によって違います。大使館または、領事館にお問い合わせください。
出生報告	保健センター	母子健康手帳別冊についている出生報告のはがきを提出してください。
出産育児一時金	出産予定の医療機関等または加入中の健康保険	出産した人が加入している健康保険から、出産した時に、原則50万円がもらえます。
国民健康保険 (参照p.6)	区役所または支所	国民健康保険に加入している人は、子どもが生まれた日から14日以内に子どもの加入手続きが必要となります。
子ども医療費の助成	区役所または支所	(対象)0歳から18歳になった日の後、最初の3月31日までの子ども保険診療による自己負担額を助成します。
児童手当 	区役所または支所	(対象)0歳から高校生年代までの子どもを養育している人 生まれた日の翌日から、15日以内に請求手続きが必要です。 毎年6月に現況届の提出が必要な場合があります。
予防接種 	保健センター	予防接種は病院で接種します。病院へ予約した上で、接種当日は、母子健康手帳とシール式接種券を持参してください。
保育所	区役所または支所	(対象)0歳から小学校入学までの子ども 保護者が共働きなどで子どもを家庭で保育できない場合に、子どもを預かるところです。

通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン(三者通話)へ(TEL 080-7994-7196)

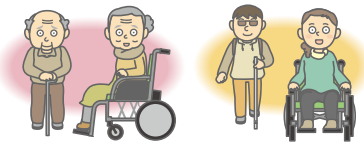
手続き	問合先	内容
幼稚園 	希望する幼稚園 または市立幼稚園については教育委員会 義務教育課 TEL052-972-4097	(対象)満3歳から小学校入学前までの子ども

子どもの教育

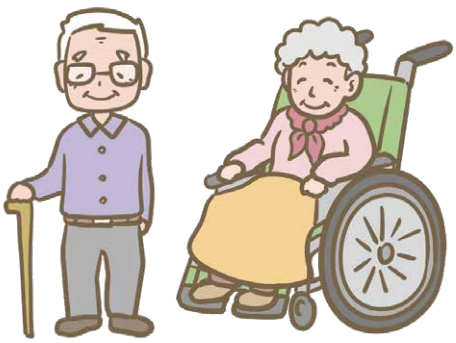
手続き	問合先	内容
市立小学校・市立中学校	区役所または支所	市立の小学校・中学校に通うためには区役所または支所にて入学手続きが必要です。 小学校6年間:6歳から12歳まで 中学校3年間:12歳から15歳まで 学年は4月に始まり3月に終わります。
日本語指導に関する相談	日本語教育相談センター 中 ポ ス フィ ハ ネ ベ TEL052-961-0418	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入・学校生活への適応と学習の補助に関する相談 受付時間(平日)13:00～16:00
トワイライトスクール・トワイライトルーム 	子ども青少年局 放課後事業推進課 TEL052-972-3229	授業終了後などに小学校で、学年の異なる友達と自由に遊ぶことができます。 (対象)小学校1年生から6年生までの児童 (活動日)月曜日から土曜日(祝日・年末年始は休み) (活動時間) 授業のある日 授業終了後～18:00(ルーム～19:00) 土曜日 9:00～18:00(ルーム9:00～18:00) 長期休業中の平日 9:00~18:00(ルーム8:00～19:00) (費用)無料(保険関係費は必要) ※ただし、トワイライトルームは17:00以降有料
留守家庭児童健全育成事業(学童保育) 	区役所	共働きなどにより、授業終了後に保護者が家にいない場合に、子どもを受け入れる施設です。 (対象)小学校1年生から6年生までの児童 (開所日)月曜日から土曜日(祝日・年末年始は休み) (開所時間)施設ごとに異なります (費用)施設ごとに異なります

英:英語、ポ:ポルトガル語、ス:スペイン語、中:中国語、ハ:ハングル、フィ:フィリピノ語、ベ:ベトナム語、ネ:ネパール語、イ:インドネシア語、タ:タイ語

高齢者・障害者



手続き	問合先	内容
後期高齢者医療制度 	区役所または支所	(対象)日本に3か月を超えて滞在する人で、75歳以上の人または65歳から74歳で一定の障害がある人。 ・保険料は所得によって決められ、必ず納めなければなりません。 ・資格確認書等を病院に提出すると、医療費のうち一部を負担するだけで医療を受けることができます。
敬老優待カード(敬老手帳)	区役所または支所	(対象)65歳以上 カード(手帳)を提示すると、東山動植物園や名古屋城などの入場料が割引になります。
敬老パス	区役所または支所 敬老パス コールセンター TEL052-766-5500 月～金 (祝休日・年末年始除く) 9:00～17:15	(対象)65歳以上 地下鉄・市バス・なごや観光ルートバス(メーグル)、ゆとりーとライン、あおなみ線、名鉄・JR東海・近鉄の鉄道の市内運行区間および名鉄バス・三重交通・SRT(バス)の路線バスの原則市内運行区間を利用できます。敬老パスをもらう時に負担金が必要です。 ※名鉄・JR東海・近鉄の鉄道の市内運行区間および名鉄バス・三重交通・SRT(バス)の路線バスの原則市内運行区間については、あとでお金が戻ってきます。
身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳	区役所または支所	(対象)身体障害、知的障害または精神障害があり一定の要件を満たす人。 それぞれの障害があることを証明する手帳です。各種の福祉制度を利用するために必要なものです。



通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン(三者通話)へ(TEL 080-7994-7196)

交通



交通ルール

・日本では、自動車・オートバイ・自転車などは左側通行です。
・道路を通行するときは、交通ルールを守りましょう。
・信号機のあるところを通行するときは、信号機に従いましょう。
・酒を飲んで運転することは厳しく罰せられます。
・無免許で運転することも厳しく罰せられます。
・スマートフォンを使用しながら運転してはいけません。
・自動車や自転車の保険に加入しましょう。



■歩行者

・歩道を通行
・歩道がないところは、道路の右側を通行
・横断歩道があるところでは横断歩道を利用





■自転車

・原則、車道の左側を一列で通行
・歩道を通行することができる場合は、歩行者優先で車道寄りを徐行
・自転車であっても飲酒運転は絶対にやめましょう。
・令和8年4月1日から自転車の違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。運転中のスマートフォンなどの使用、指定場所での一時不停止、夜間のライト無灯火、傘差し運転等は反則金の対象です。
・夜間はライトをつける
・乗車時はヘルメットを着用



■特定小型原動機付自転車

・ヘッドライト、ウィンカー、ブレーキランプ、ナンバー等が必要
・原則車道を通行、16歳未満の運転は禁止
・乗車時は、ヘルメットを着用



■自動車

・全席シートベルトを着用
・6歳未満の子どもはチャイルドシートを使用
・オートバイに乗る時はヘルメットを着用

市バス・地下鉄

■市バス（均一制）

おとな	210円
こども	100円

■地下鉄普通券

	1区	2区	3区	4区	5区
おとな	210円	240円	270円	310円	340円
こども	100円	120円	130円	150円	170円

英:英語、ポ:ポルトガル語、ス:スペイン語、中:中国語、ハ:ハングル、フィ:フィリピノ語、ベ:ベトナム語、ネ:ネパール語、イ:インドネシア語、タ:タイ語

■一日乗車券

市バス・地下鉄を1日中何回でも乗車できます。当日ご利用の一日乗車券やドニチエコきっぷを見せると、入場料等の割引を受けられる施設もあります。

	市バス・地下鉄 一日乗車券	市バス 一日乗車券	ドニチエコきっぷ※
おとな	870円	620円	620円
こども	430円	310円	310円

※ドニチエコきっぷ…土・日・休日（土・日・休日ダイヤ特別運行日含む）と毎月8日に利用できます。

■24時間券

地下鉄を、きっぷの使用を開始した時から24時間（翌日の同時刻まで）何回でも乗車できます。
ご利用開始後の有効期限内の24時間券を見せると、入場料等の割引を受けられる施設もあります。

	地下鉄24時間券
おとな	760円
こども	380円

■ICカード「マナカ」

・改札機やバス料金箱にタッチするだけで乗車できます。
・発売金額は、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円の5種類です。（発売金額にはデポジット（預かり金）500円を含みます。利用可能額は、発売金額から500円を差し引いた額です。）
・チャージ（入金）して1枚のカードをくり返し使用します。
・市バス・地下鉄のSF（現金）利用金額に応じてマイレージポイントがたまり、たまったマイレージポイントは市バス・地下鉄の乗車料金として使えます。
・市バスと市バス、市バスと地下鉄等を90分以内に乗り継ぐと、おとな80円（こども40円）割引になります。
・市バス・地下鉄のほかにも、あおなみ線、ゆとりーとライン、名鉄電車、名鉄バス、豊橋鉄道、リニモのマナカエリアや、全国の相互利用可能エリアで使えます。
・電子マネーとして、地下鉄、市バスターミナルのお店、自動販売機のほか、右下のマークのある所で使えます。
・また、全国のICマークのある鉄道・バスやお店、自動販売機などでも使えます。
・JR東海のTOICA（トイカ）、JR東日本のSuica（スイカ）なども市バス・地下鉄の乗車などに使えます。



■乗り方等について

駅長室に『名古屋市バス・地下鉄ガイド』英 中（繁） 中（簡） ハ ポ があります。

注）最新の情報は、名古屋市交通局ウェブサイト
（https://www.kotsu.city.nagoya.jp/）
英 中（繁） 中（簡） ハ ポ ス フィ タ ベ でご確認ください。

通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン（三者通話）へ（TEL 080-7994-7196）

地震・風水害





災害に備えて

・避難先や連絡手段(災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言版サービスの利用など)について家族で話し合う。
・非常持出品(食料品、飲料水、貴重品、衣類、医療用品、ラジオ、懐中電灯など)を準備する。
・地震に備えて、家具類は金具などで固定し、倒れないようにしておく。
・各種ハザードマップでお住いの地域の災害リスクを把握する。
・近くの指定避難所、指定緊急避難場所、応急給水施設までの行き方をハザードマップなどで確認する。

※指定緊急避難場所:命を守るため、災害の危険からまず逃げる場所
(災害の種類ごとに異なる)
※指定避難所:家が壊れて帰宅できない場合に一定期間、避難生活をする場所
※応急給水施設:災害によって水が出ない場合に、水をもらう場所
※ハザードマップなどは、区役所で確認できます。


指定緊急避難場所のマーク


指定避難所のマーク

名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

なごやハザードマップ　検索

・災害情報をウェブサイトで確認する。

NIC 災害関連情報リンク　検索　英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ イ タ

・災害緊急情報は、名古屋市公式ウェブサイトや名古屋国際センターのホームページでお知らせします。

名古屋市　検索

名古屋国際センター　検索　英 ポ ス 中 ハ フィ ベ ネ イ タ

やさしい日本語

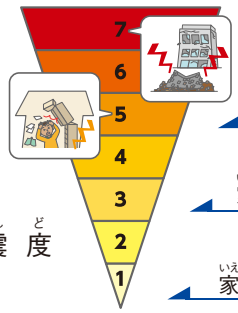



英:英語、ポ:ポルトガル語、ス:スペイン語、中:中国語、ハ:ハングル、フィ:フィリピノ語、ベ:ベトナム語、ネ:ネパール語、イ:インドネシア語、タ:タイ語

地震について

日本は地震の多い国です。地震が起こった場合に慌てないよう、何をするかを覚えておきましょう。

■地震の揺れの大きさ



7 立っていることができない。木造の建物が倒れる。

6 物につかまらないと歩くことができない。

5 棚にある食器や本が落ちる。家具が倒れることもある。

4

3 家の中にいると揺れを感じる。

2

1 家の中で静かにしていると、揺れを感じる人もいる。

■地震が起こったら?





・机の下など安全なところに逃げる
・揺れがおさまったら火を消す
・逃げるためにドアを開ける
・あわてて外に飛び出さない
・ラジオやテレビなどで情報収集する

■南海トラフ地震臨時情報とは?

南海トラフ沿いで地震が起こる可能性の高まりを気象庁がお知らせするものです。臨時情報が発表されても、落ち着いて名古屋市の呼びかけなどに応じた防災対応を取りましょう。

※臨時情報は、地震発生前に発表されるとは限りません。

津波について

地震が発生し、伊勢・三河湾に津波警報、大津波警報が発表された時に、名古屋市では避難対象地区(※)に避難指示を発令しますので、津波が来ない地域に逃げてください。時間がない時は、津波避難ビル(津波に対する指定緊急避難場所)に逃げてください。避難指示はサイレン、広報車などでお伝えします。

また、自宅が津波の来ない地域にある場合は、お住まいの安全が確認できればご自宅にとどまることも可能です。

※避難対象地区
津波警報:港区の一部
大津波警報:中村区・瑞穂区・熱田区・中川区・港区・南区・緑区

■津波避難ビル(津波に対する指定緊急避難場所)

地震が発生し、伊勢・三河湾に津波警報、大津波警報が発表されたとき、津波から一時的に逃げる場所のことです。

右の表示が、津波避難ビルに指定した建物の出入口などに貼り付けてあります。

対象区域:中村区・瑞穂区・熱田区・中川区・港区・南区・緑区



通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン(三者通話)へ(TEL 080-7994-7196)

風水害について

6月～10月は大雨が降りやすく、この期間中に多くの台風が接近します。また、局地的な集中豪雨も多く発生しています。テレビやラジオ等の気象情報に十分注意しましょう。

■注意報・警報・特別警報について（気象庁が発表）

	内容	行うこと
注意報	災害が起こるおそれのあるときに注意の呼びかけを行う予報	・気象情報や外の様子に注意 ・非常用品や避難場所、避難ルートを確認 ・災害に備えて、家の外の備えを点検
警報	重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う警報	・高齢者等以外の人も必要に応じて、いつもの行動をやめる。 ・避難の準備をしたり、自主的に逃げる。
危険警報	重大な災害が起こるおそれが大きく、危険な場合に発表される警報	・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風の前に逃げる。
特別警報	重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される警報	・すぐに命を守る行動をとる。 ・いまいる場所より安全な場所に逃げる。 ・外出が危険な時は、家の中で安全な場所に移動

■避難情報（名古屋市が発表）

【警戒レベル3】高齢者等避難	被害が発生するおそれがあるため、高齢者等へ危険な場所からの避難を促すために発令するものです。 ・広報車、インターネット、テレビ・ラジオなどでお知らせします。 ・お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、危険な場所から避難を開始してください。 ・それ以外の方については、気象情報を注意してみて、避難の準備をしてください。
【警戒レベル4】避難指示	被害が発生するおそれが高いため、市民へ避難を促すために発令するものです。 ・広報車、インターネット、テレビ・ラジオなどでお知らせするほか、サイレンを鳴らします。 ・危険な場所から全員避難してください。 ・避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに避難してください。
【警戒レベル5】緊急安全確保	災害が発生または切迫している場合に、市民へ命を守るための行動を促すために発令するものです。 ・危険な場所にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに安全を確保してください。

英:英語、ポ:ポルトガル語、ス:スペイン語、中:中国語、ハ:ハングル、フィ:フィリピノ語、ベ:ベトナム語、ネ:ネパール語、イ:インドネシア語、タ:タイ語

区役所等の連絡先

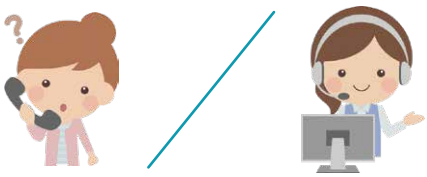
市役所・区役所・支所一覧　開庁時間（平日）8:45～17:15　休：土日、祝日、12/29～1/3

市役所

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
名古屋市役所	464-8508	中区三の丸三丁目1-1	052-961-1111	—

区役所・支所

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
千種区役所	464-8644	千種区星が丘山手103	052-762-3111	052-762-5044
東区役所	461-8640	東区筒井一丁目7-74	052-935-2271	052-935-5866
北区役所	462-8511	北区清水四丁目17-1	052-911-3131	052-914-5752
楠支所	462-0012	北区楠二丁目974	052-901-2261	052-902-1840
西区役所	451-8508	西区花の木二丁目18-1	052-521-5311	052-522-5069
山田支所	452-0815	西区八筋町358-2	052-501-1311	052-503-3986
中村区役所	453-8501	中村区松原町1丁目23-1	052-483-8161	052-483-5137
中区役所	460-8447	中区栄四丁目1-8	052-241-3601	052-261-0535
昭和区役所	466-8585	昭和区阿由知通3-19	052-731-1511	052-733-5534
瑞穂区役所	467-8531	瑞穂区瑞穂通3-32	052-841-1521	052-851-3317
熱田区役所	456-8501	熱田区神宮三丁目1-15	052-681-1431	052-682-1496
中川区役所	454-8501	中川区高畑一丁目223	052-362-1111	052-363-4316
富田支所	454-0985	中川区春田三丁目215	052-301-8141	052-301-8657
港区役所	455-8520	港区港明一丁目12-20	052-651-3251	052-651-6179
南陽支所	455-0873	港区春田野二丁目3703	052-301-8118	052-301-8399
南区役所	457-8508	南区前浜通3-10	052-811-5161	052-811-6360
守山区役所	463-8510	守山区小幡一丁目3-1	052-793-3434	052-794-2256
志段味支所	463-0003	守山区下志段味一丁目1401	052-736-2000	052-736-4666
緑区役所	458-8585	緑区青山二丁目15	052-621-2111	052-623-8191
徳重支所	458-0852	緑区元徳重一丁目401	052-626-5443	052-878-3766
名東区役所	465-8508	名東区上社二丁目50	052-773-1111	052-778-3016
天白区役所	468-8510	天白区島田二丁目201	052-803-1111	052-801-0826



通訳が必要なときは、名古屋国際センターのトリオホン（三者通話）へ（TEL 080-7994-7196）

保健センター一覧　開庁時間（平日8:45～17:15）

休：土日、祝日、12/29～1/3

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
千種保健センター	464-8618	千種区星が丘山手103	052-753-1951	052-751-3545
東保健センター	461-0003	東区筒井一丁目7-74	052-934-1205	052-937-5145
北保健センター	462-8522	北区清水四丁目17-1	052-917-6541	052-911-2343
楠分室	462-0012	北区楠二丁目967	052-902-6501	052-902-6502
西保健センター	451-8508	西区花の木二丁目18-1	052-523-4601	052-531-2000
山田分室	452-0815	西区八筋町358-2（山田支所内）	052-504-2216	052-503-3986
中村保健センター	453-8501	中村区松原町1-23-1	052-433-3005	052-483-1131
中保健センター	460-8447	中区栄四丁目1-8	052-265-2250	052-265-2259
昭和保健センター	466-0027	昭和区阿由知通3-19	052-735-3950	052-731-0957
瑞穂保健センター	467-0027	瑞穂区田辺通3-45-2	052-837-3241	052-837-3291
熱田保健センター	456-0031	熱田区神宮三丁目1-15	052-683-9670	052-681-5169
中川保健センター	454-0911	中川区高畑一丁目223	052-363-4455	052-361-2175
富田分室	454-0985	中川区春田三丁目215	052-303-5321	052-303-5438
港保健センター	455-0015	港区港栄二丁目2-1	052-651-6471	052-651-5144
南陽分室	455-0873	港区春田野二丁目3703	052-302-8161	052-301-4674
南保健センター	457-0833	南区東又兵ヱ町5-1-1	052-614-2811	052-614-2818
守山保健センター	463-0011	守山区小幡一丁目3-1	052-796-4610	052-796-0040
志段味分室	463-0003	守山区下志段味一丁目1401	052-736-2023	052-736-2024
緑保健センター	458-0033	緑区相原郷一丁目715	052-891-1411	052-891-5110
徳重分室	458-0852	緑区元徳重一丁目401	052-878-2227	052-878-3373
名東保健センター	465-8506	名東区上社二丁目50	052-778-3104	052-773-6212
天白保健センター	468-8510	天白区島田二丁目201	052-807-3900	052-803-1251

※分室では、母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査の実施など、一部の業務のみを取り扱っております。

名古屋出入国在留管理局

休：土日、祝日、12/29～1/3

〒455-8601名古屋市港区正保町5-18　あおなみ線「港北」駅から徒歩1分

○外国人在留総合インフォメーションセンター　入国手続・在留手続等に関する相談

電話番号	英 中 ハ ポ ス ベ ネ タ（ほか3言語） TEL0570-013904（全国共通）　TEL03-5796-7112（IP電話・海外からの場合）　相談時間:8:30～17:15
窓口相談	英 中 ポ ス フィ　受付時間:8:30～16:00

○在留支援・相談窓口「FRAT」

英 中 ハ ポ ス フィ ベ ネ（ほかの言語でも対応可能）※予約が必要です。

入管手続における個別具体的な専門相談や入管手続以外の生活全般にかかわる相談

電話番号	TEL0570-052259（予約専用:140#）　受付時間:9:00～17:45
窓口相談	名古屋出入国在留管理局1階　受付時間:8:30～16:00

英:英語、ポ:ポルトガル語、ス:スペイン語、中:中国語、ハ:ハングル、フィ:フィリピノ語、ベ:ベトナム語、ネ:ネパール語、イ:インドネシア語、タ:タイ語

休日急病診療所等

診療所名	診療日	診療科	受付時間	電話番号	FAX
名古屋市医師会 急病センター	日曜日・祝日 12/29～1/3	眼科 耳鼻咽喉科	9:30～12:00 13:00～16:30 17:30～20:30	052-937-7821	052-937-7997
	日曜日・祝日 12/29～1/3	外　科	9:30～12:00 13:00～16:30		
	月～金曜日 （祝日、12/29～1/3を除く）	内科、小児科 （※1）	19:30～ 6:00 （19:30～24:00は内科のみ（※2））		
	土曜日 （祝日、12/29～1/3を除く）		17:30～ 6:00		
	日曜日・祝日 12/29～1/3		9:30～12:00 13:00～16:30 17:30～ 6:00		
西部平日夜間急病センター （中川区休日急病診療所）	月～金曜日 （祝日、12/29～1/3を除く）	内科	20:30～23:30	052-361-7271	052-351-5112
南部平日夜間急病センター （南区休日急病診療所）				052-611-0990	052-611-0981
東部平日夜間急病センター （守山区休日急病診療所）				052-795-0099	052-794-0099
千種区休日急病診療所	日曜日・祝日 12/29～1/3	内科、小児科	9:30～12:00 13:00～16:30	052-733-1191	052-731-3850
北区休日急病診療所				052-915-5351	052-915-7854
西区休日急病診療所				052-531-2929	052-532-7525
中村区休日急病診療所				052-471-8311	052-481-9449
昭和区休日急病診療所				052-763-3115	052-763-2058
瑞穂区休日急病診療所				052-832-8001	052-832-8001
熱田区休日急病診療所				052-682-7854	052-682-0953
中川区休日急病診療所				052-361-7271	052-351-5112
港区休日急病診療所				052-653-7878	052-661-7923
南区休日急病診療所				052-611-0990	052-611-0981
守山区休日急病診療所				052-795-0099	052-794-0099
緑区休日急病診療所				052-892-1133	052-892-8491
名東区休日急病診療所				052-774-6631	052-776-7013
天白区休日急病診療所				052-801-0599	052-801-9791

上記診療所の診療開始時間は受付時間の30分後からとなりますので、ご注意ください。

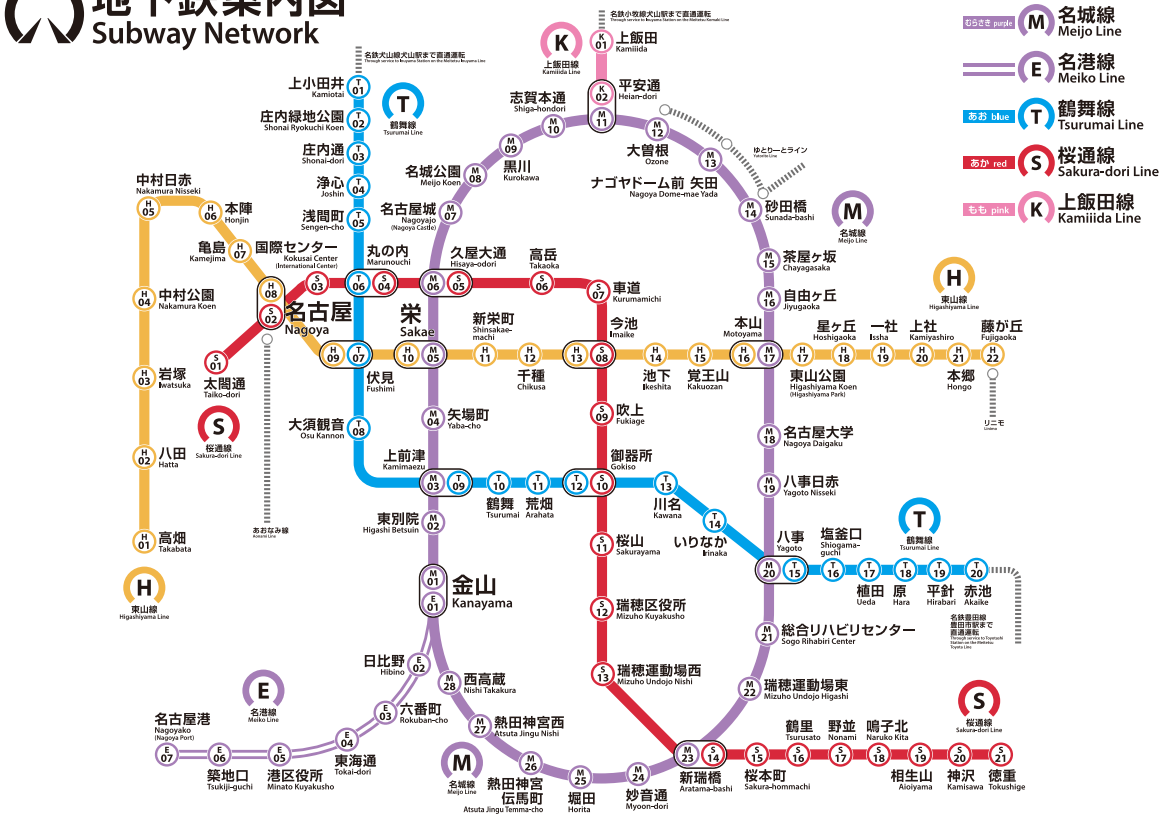
（※1）下記の受付時間では、通常の医師のほか、小児科医による診療も行っております。

（土曜日）17:30～23:00（日曜日・祝日・12/29～1/3）9:30～12:00、13:00～16:30、17:30～20:30

（※2）内科のみの時間帯に小児患者の受診を希望される場合は、受付時間内に必ずお電話でお問合せください。

診療所名	診療日	診療科	受付時間	電話番号	FAX
名古屋北歯科保健医療センター	日曜日・祝日 12/30～1/3	歯　科	9:00～11:30	052-915-8844	052-915-8844
名古屋南歯科保健医療センター			13:00～15:30	052-611-8044	052-825-4340

地下鉄案内図
Subway Network



名古屋市の情報

名古屋市の詳しい情報は

■名古屋市公式ウェブサイト（多言語対応）

https://www.city.nagoya.jp/

■電話・FAXでのお問合せ

名古屋おしえてダイヤル（日本語）

TEL 052-953-7584

FAX 052-971-4894

受付時間：8:00～21:00

（年中無休）

発　行　公益財団法人名古屋国際センター

E-mail:info@nic-nagoya.or.jp

TEL 052-581-0100　FAX 052-571-4673

発行年月　令和8年10月

このパンフレットに掲載している内容は、令和8年4月1日現在のものです。

役に立つ情報

・出入国在留管理庁　外国人生活支援ポータルサイト（多言語対応）

外国人生活支援　検索

・公益財団法人愛知県国際交流協会「愛知生活便利帳」 日本語 英 中 （その他言語）

愛知生活便利帳　検索